

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 3 章 行政処分の手続</p> <p>(<u>審査請求の制限</u>)</p> <p>第 1 5 条 行政手続法第 2 節の規定に基づく処分又はその不作為については、<u>審査請求</u>をすることができない。</p> <p>附則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>第 1 条 <u>この要綱は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 行政処分の手続</p> <p>(<u>不服申立ての制限</u>)</p> <p>第 1 5 条 知事又は主宰者が、行政手続法第 2 節の規定に基づいてした処分については、<u>行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) による不服申立て</u>をすることができない。</p> <p><u>2 聴聞の手続を経てされた行政処分については、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。</u></p>